

長崎コンシェルジュの認定について（方針）

長崎県の観光人材認定制度「長崎コンシェルジュ」の認定に関する事項について以下のとおり定めます。

1. 認定制度の目的

長崎県は、県内の宿泊施設において、お客様が快適な滞在時間を過ごし満足いただけるサービスを提供するとともに、長崎県ならではの魅力（歴史、文化、観光スポット、イベント情報等）を伝えることができるプロフェッショナル人材を「長崎コンシェルジュ」として認定します。

本取組により、お客様の満足度向上や、再来訪・延泊・県内の周遊促進を図ります。制度全般に関しては、長崎コンシェルジュ認定委員会からの助言を通じて構築しています。

2. 長崎コンシェルジュの認定

- ・長崎県は、必要に応じて長崎コンシェルジュの認定のための試験、及びそれに向けた勉強会を開催します。
- ・認定試験において 50 点以上（100 点満点）の者を長崎コンシェルジュとして認定します。また、長崎コンシェルジュは、点数に応じて 3 つの等級「ゴールド」「シルバー」「ブロンズ」に区分されます。

3. 長崎コンシェルジュ認定の有効期間

- ・認定の有効期間は 3 年間です。
- ・有効期間の間、年 1 回以上、以下の取組を実施することにより、その有効期間を 3 年間延長することができます。更新を希望する認定者は、認定から 3 年を経過する年度の 2 月末までに、様式 1（認定更新申立書）を長崎県へ提出してください。

- 【推奨】県が開催する認定者スキルアップ講座（認定者意見交換会）への参加
- 寄稿事業（長崎県観光連盟、認定者インスタグラム等）への寄稿
- 行政、民間事業（自社開催含む）が開催する長崎コンシェルジュの技能向上に資する説明会・セミナー・勉強会への参加
- 【ゴールド認定者を想定】長崎コンシェルジュ認定委員会への参加

- ・有効期間内に更新しなかった者は、その認定が失効します。

4. 長崎コンシェルジュ認定者の転職等

認定者の転職等に伴う認定の取り扱いは以下のとおりです。認定者は、異動の事由が生じた際は、様式 2（異動事由報告書）を長崎県へ提出してください。

異動事由	認定の継続・終了
同一事業者内の部署異動、転職（県内外の宿泊施設）	継続
転職（県内外の宿泊施設外の業種）	終了